

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（抄）

（銃猟の制限）

第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

- 2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻醉銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。
- 3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

（住居集合地域等における麻醉銃猟の許可）

第三十八条の二 住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻醉銃猟をしようとする者は、第九条第一項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に許可の申請をしなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る麻醉銃猟が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。
 - 一 麻醉銃猟の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。
 - 二 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。
- 5 都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、麻醉銃猟許可証を交付しなければならない。
- 7 第一項の許可を受けた者は、その者が前項の麻醉銃猟許可証（以下単に「麻醉銃猟許可証」という。）を亡失し、又は麻醉銃猟許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、麻醉銃猟許可証の再交付を受けることができる。
- 8 第一項の許可を受けた者は、麻醉銃猟をするときは、麻醉銃猟許可証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 9 第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、環境省令で定めるところにより、麻醉銃猟許可証（第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した麻醉銃猟許可証）を、都道府県知事に返納しなければならない。

- 一 第十一項の規定により許可が取り消されたとき。
 - 二 第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。
 - 三 第七項の規定により麻醉銃猟許可証の再交付を受けた後において亡失した麻醉銃猟許可証を発見し、又は回復したとき。
- 10 都道府県知事は、第一項の規定に違反して許可を受けないで麻醉銃猟をした者又は第五項の規定により付された条件に違反した者に対し、危険の予防のため必要があると認めるときは、麻醉銃猟をする場所を変更することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 11 都道府県知事は、第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十条第一項、第二十五条第六項、第三十七条第十項又は第三十八条の二第十項の規定による命令に違反した者

四 第二十五条第一項、第二十六条第一項、第三十五条第二項、第三十六条又は第三十八条の規定に違反した者

五・六 (略)

2・3 (略)

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第五項、第三十七条第五項又は第三十八条の二第五項の規定により付された条件に違反した者

二～七 (略)

2 (略)

○警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）（抄）

（避難等の措置）

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

2 （略）

※ 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある狂犬、奔馬の類等の出現等危険な事態がある場合において、特に急を要する場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができるものと規定されています。

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（緊急避難）

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。